第5回山田町災害復興支援事業等検証委員会

日時: 平成26年2月19日(水)10:00~

場所:盛岡市 盛岡地区合同庁舎 8階講堂B

1 開 会

(千葉商工企画室管理課長)

おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから第5回山田町災害復興支援事業等検証委員会を開催いたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと存じます。桐田委員長に議事進行をお願いいたします。

2 協議内容

- (1)検証報告書のとりまとめについて
- (2) その他

(桐田委員長)

皆さん、おはようございます。本日第5回の委員会でございます。よろしくお願いいたします。

本日の協議内容は、検証委員会の報告書の取りまとめということでありますが、お手元に報告書の案をお配りしております。4回目の委員会以降、事務局でいろいろ案をつくってまいりましたものについて、委員さん方からも個別にご意見などを伺いながら整理してきたものでございます。本日は、この案について書き込みに不足がないか、あるいは表現について訂正する箇所がないかなどについてご意見を伺いながら、取りまとめに向けて作業を進めていきたいと思います。

今までやりとりしていた報告書と内容が大分整理されてきている部分もありますので、大変申しわけございませんけれども、これから15分ほど要点について確認をしていただきながら、その後ご意見を伺いたいと思います。特にIVの補助事業者としての県の対応の検証というページが17ページから始まっているのですが、17ページ以降における委員会の意見という項目がそれぞれの検証課題ごとにありますので、その部分を中心にお読みいただいて、本日の議論のポイントなどを頭の中で整理していただければと思います。その後、意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、これから10時18分ぐらいまでお読みいただければと思います。よろしくお願いします。

〔報告書(案)確認〕

(桐田委員長)

それでは、皆さん大体よろしいでしょうか。途中かもしれませんが、協議を再開した いと思います。

本日の進め方でありますけれども、大きな課題としてIV番目の県の対応の検証とV番目の適切な執行管理のあり方とVI番の総括というところが報告書の中ではポイントだ

と思っておりますので、まずその大きな3つについてそれぞれご意見を伺っていきたいと思います。それ以外のⅠ、Ⅱ、Ⅲについても、記述の点で修正意見があれば、その後お伺いしていきたいと思います。

それでは、最初のIVの補助事業者としての県の対応の検証ということで、5項目について17ページから32ページまであるのですが、今お読みになったまででお気づきの点とか確認したいこととか、このようにすべきではないかというご意見がありましたら随時発言していただきたいと思います。

まず最初に、意見をお話しいただく前に、例えばここは一体そもそもどういう記述だったのだという確認があれば、そこからお話しされても構いませんので、それではどなたか口火を切られる方はいらっしゃいますでしょうか。

では、小原委員、お願いします。

(小原委員)

どこということではなくて、17ページからの全体的な部分につきまして、確認した事実については、客観的な挙証資料といいますか、どういう資料に基づいて確認をしたのかという点について、きちっと明示をすべきだろうなと思いますし、挙証資料としてこの場で提出された主要な資料については、末尾の参考資料というような形で添付をしたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

いろいろな部分で、行っているとか、行っていないとか、指導したとか、確認をしたとか、文章が出てくるわけですけれども、そこの部分についても、行った、何に基づいて行ったというのを確認したのかとか、指示をしているとか、確認しているとかという、そういうものも、きちっと根拠を示した書き方のほうが検証委員会の報告書としては適切な記述なのかなというふうに思います。

全体的について気づいたところは以上でございます。

(桐田委員長)

今のご意見は、骨子の会合のときにもお話がありましたので認識しておりました。これまでお出ししたいろんな資料については、巻末で資料編という形で整理しようと考えておりましたので、そのようにさせていただきます。

あと、文章についても、添付資料の何を意味したかということが、関連性がわかるような記述を工夫したいと思います。

そのほか、どなたかよろしいでしょうか。恐れ入りますが、田口委員さんはどうでしょうか。

(田口委員)

必要な検証はされているというふうに思います。1点気になったのは、30ページの真ん中からちょっと下のところで、御蔵の湯に関しての場所です。「その経費は、後日建設工事で整備したことが判明したことにより、結果として補助対象外となったが、当初

補助対象とした県の判断は不適切とはいえない」という、この「不適切とはいえない」 というふうに断言できるだけの根拠があるかどうかというのが、私としては表現として 少し考えてほしいという部分です。

もう一点は、これは言葉の問題になりますが、32ページの真ん中からちょっと上のほうです。「よかったのだろうかと思う」という、「と思う」という表現はちょっと。言いかえとしては、もちろん、人がやっているのですけれども、この部分は組織としての意見ですので、検討の余地が残るとか、少し表現を考えていただきたいと思います。

あとは、これは細かい話なのでここで発言しなくてもいいのですが、34ページの下から4行目の「市町村が」の「が」がゴシックになっているのです。

私としては、最初の1点目の御蔵の湯のところで、「当初補助対象とした県の判断は 不適切とはいえない」という、そういう判断をしたのはわかるのですが、検証委員会と してはどうなのかなというのが少し疑問として残っております。私としてはこの1件だ けです。

(桐田委員長)

御蔵の湯の「県の判断は不適切とはいえない」という文章の意味ですけれども、舌足 らずだったのかもしれないです。当初補助対象とした県の判断という、当初判断したと いうのは、1 つ前の段落で「山田町から提出された「リース物件である」と説明する「御 蔵の湯確認事項」という文書に基づき県は補助対象とした」というのが当初補助対象と した県の判断だったわけですが、資料として提出して確認していただきましたが、御蔵 の湯確認事項という文書には、これはリース物件ですと明記してあったということです ので、その文書を信じてよしと判断したという部分については、その文書を信用したと いう意味でということです。信用して補助対象としたと。ただ、その結果、後ほど、そ れは実はリースではなく建設工事だったということがわかったという、そういった関係 性において文書を信じたその瞬間の県の判断というのは、適切だったというふうに断言 はしづらいのかもしれないけれども、不適切とまでは言えないという、わかりづらい文 章だったと思います。ちょっとここは委員さん方からの、文章というよりも御蔵の湯の 確認事項ということをどう取り扱ったかということについて、どのような価値観でもっ てこの委員会として整理するかということについては、ご意見を伺えればなと思います が、田口委員さんは私が解説というか、意味を多少お話ししたことを踏まえまして、何 か書きぶりについて思いついたお考えとかありますでしょうか。

(田口委員)

「こうした手順で」以下3行を削除したほうがすっきりすると思います。この判断は 当初手続に従って審査して、そして補助対象にしたと、これは事実としてそうなのだろ うなと理解しています。そのときの不適切かどうかという判断が委員会としてできたか どうかというのがちょっと疑問なので、むしろこれは補助対象としたというだけでいい のではないかと思っていますので、むしろこの3行があるために少し逆に論旨が難しく なっているのかなという気がいたしました。

(桐田委員長)

今のような田口委員からのお話もありましたが、ここの記述についてほかの委員さん は何かお気づきの点ありますでしょうか。

菊池委員さん、お願いします。

(菊池委員)

私前回欠席して、その前のぐらいですか、御蔵の湯のところちょっと怪しいところもあるのではないかというような意見を出していたところではあったのですけれども、そういったところから考えていくと、特に審査の時点で高額なものがもう見えている、しかもその時点で問題物件であることは認識されているというような事情もあったので、ではなぜそれなのにそこに気づけなかったのかということは余りわかっている状況ではないのだと思うのです。

あと、町の説明があって、町が大丈夫だと説明をしたのは、それは事実であって、それを信じてやったということですけれども、町の説明自体をきちっと見れば、何か疑わしい説明をしているわけです。そこは疑わしさの程度の問題なので、気づけなかったと言えばそのとおりになってしまうかもしれないですけれども、では何でそこに気づけなかったのかどうかとか、そういったことはある意味わかっている状況にはなっていないのだと思うのです。なので、適切とも不適切とも言いがたいところがひょっとしたらあるのかなと思ってはいるので、少なくとも「不適切とはいえない」というところは書けないのかなというのは田口委員と同じような意見ではあるのですけれども、かといって何も、検証委員会なので、検証した結果が何もないというのもどうなのかなというふうには思いますので、今ある資料で判断するとこうなるという結論になるのか、あるいはこの点の資料が不足しているので保留せざるを得ないとか、そういうのが正しい対応なのではないかなというふうにこの点に関しては思います。

(桐田委員長)

山田町が提出された書きぶりについて、どのような判断したかということについては、条件に合致していたので補助金を支払ったということですけれども、そのときにどう気づくべきだったかということについては……

(菊池委員)

法律の話とか県費の話であるので、ひょっとしたら特に気づいたり (聴き取り不能) かもしれないですけれども、材料費も払うと、材料費を全部払ってつくってもらったのに自分のものにならないと、そこがまずおかしいわけですけれども、それなのにリース料を今後ずっと払い続けていくという説明になっているわけですけれども、普通の請負契約であるとか、そういうものであればあり得ない話なわけです。ちゃんと読めばそうな

のですけれども、明確に示されているわけではないので、そういう説明をされているということに気づかなかったという話であれば、それはそのとおりなのかもしれないのですけれども、何をもってこれは適切と判断したのかとか、そういうことがわかっている状況にはないと。あるいは疑わしいのだけれども、完了確認なりではじけるからとりあえず認めたとか、いろんな事情が想定できるのかなと思っているところなのですけれども、ちょっとそういったことがわからないと、ここに対して不適切ではないと一概には言えないとは思っています。

(桐田委員長)

菊池委員さんの判断とすれば、情報としてあとどのようなものがあればよろしいでしょうか。

(菊池委員)

不適切ではないということであると、今言ったようなところ、例えば職員さんに聴取 したりとか、そのときこれの判断にかかわった人がなぜこれを適切と思ったのかと か、そういうことが聞ければある程度わかるのかなとは思います。これを見ただけで は、なぜ信じる結果になるのかはよくわからないところです。

(桐田委員長)

山田町が提出された資料をどう扱ったかという経緯については、事務局あるいは寺本 委員から説明とかありますでしょうか。

(寺本副委員長)

どう扱ったか。

(桐田委員長)

紙を適切と判断したという結果を今説明していたわけですけれども、それについてさらに追加して解説、情報として何か提示できるというか、説明できる内容とかありますでしょうか。逆な言い方をすれば、町が出した紙について疑いを持たなかったという、それについて何か疑いを持たなければならないような状況が当時想定されてはいなかったというような、そういった話でも良いのですけど。

(寺本副委員長)

率直に言って、これ問題になったのは建設工事に当たるかどうかを一番議論していて、これの成り立ちがリース物件と、あとアイシンさんからのものと、あと組み立てに要する材料みたいなものでやっていて、結局全体として建設工事ではなくて組み立てと言われればそうかなというふうに整理したというふうに当時の考え方はあるんですね、率直に言って、不適切とは言えないというか、不適切と断言する根拠もないと言っ

たらいいか、というような話なのだろうなというふうには思っていたのですけれども。不適切だという話、断言するのはちょっと難しいかなと思っておりますけれども。論証できるかといえば、それも、どっちも望めないという形です。

(桐田委員長)

恐らく菊池委員がおっしゃっているのは、町も県も物を目にしているわけですよね。それについてどういう仕組みで整備したものなのですかと聞いたら紙が出てきて、材料費、リースで組み立てですよという説明があったということですね。

(菊池委員)

そうなっていますよね。

(桐田委員長)

そのときに、県の立場とすれば、これはきっと過ちを言ってきているのだなとかというふうに思うきっかけというか、状況にあったのかどうかということについて、そうではないというような意見がやりとりされたこともあったので、どのように書くかというときに適切だというふうには断言は、確かにそういったご意見を伺えば言いづらいのかもしれないので、ちょっとニュアンスとして中途半端だったかもしれないのですけれども、後追いで考えたとしても不適切とまでは言い切れないのではないかなと、そういった言葉だったと思います。

(菊池委員)

経緯を見ていると、1回疑義が生じているからこそこういうものが出てきているわけだと思うのですけれども、それがこの文章から解消されている状況にあるとはちょっと思えないと思ったのです、私としては。なので、そういった中で見ると、どちらかというと、この情報だけを見ていると不適切かのように見えるというのが率直なところでして、この委員会で「不適切とまではいえない」というほどの議論が尽くされたというような認識も余りなかったものですから。であれば、ここは例えば適切とは言えないという表現でもいいということになってしまいますし、ちょっとその辺の詰めは必要なのではないかなというふうには思っているところです。田口委員おっしゃったように、削除するというのは一つの案なのかなと思ったところですけれども、それだと検証したということにはなっていないのかなというふうにも思いましたので、わからないならわからないことを示すのでも検証なのかなというのは思ったところです。

(桐田委員長)

それでは、今の議論については、4回の委員会で適切、不適切と断言する、どちらを 断言するかという資料、情報が十分に出ていないのではないかという意見があったとい うことで、例えばそういったどちらともとれるような話だとすれば、判断はこういった 状況においてはこういうふうなことを言えるとか、そういった言い方が適切なのか、ちょっとこの分は時間を別にとって、後で、きょうの時間の別な場面でもう一回議論したいと思います。

はい。

(田口委員)

菊池委員おっしゃるように、委員会としての意見が必要だというのは、私も今お聞き してそうだなと思いましたので、ちょっと1案だけ提案しておきます。

結果として補助対象外となったことによって、審査手続に検討する余地があったという、どちらともとれるのですが、少し初発のところでかけ違いがあったというふうな認識があるのであれば、審査手続に検討する余地があるというぐらいの表現のほうが事実に近いのかなと思っております。

(桐田委員長)

岩渕委員。

(岩渕委員)

ざっと見て、30ページだけ、今のところだけ、「不適切とはいえない」という言葉があるのは目立つなと思っているのですが、ほかの部分を参考にすれば、例えば27ページの上から3行目であれば、「さらにもう一歩踏み込んだ取組があればよかった」というような表現があるのですけれども、私の認識は23年度に御蔵の湯を補助対象としたことについて、結果的には24年度にそういう問題が起きた後の、もう一回23年度分を再精査した時点で補助対象外にはなっているわけでありますので、23年度の完了確認なりの段階でリースということで補助対象にしたと。さらにもっと突っ込んで見れば、細かくいろんなものを見ていけば、補助対象外とできたかもしれないのですけれども、というような前提が前回からの議論であるという認識をしていましたので、そういう意味ではここについても早い段階で、23年度の時点で補助対象とすることについて、もう一歩踏み込んだ検討があってもよかったみたいな表現もあるのかなという、ほかの並びを見て、そういう感想は持っていました。

(桐田委員長)

ありがとうございます。今の部分は、幾つかご意見を伺ったので、また後ほどきょう の時間の中で改めて協議したいと思います。

ほかの案件でもご意見のある方がいらっしゃるかもしれませんので……小原委員、ど うぞ。

(小原委員)

17ページの下から4行目のところ、「県は事業要件に明らかに違反する事項が無い事

業計画は承認していた」という、これが委員会として確認した事実だということの記載ですけれども、本当に要件さえ満たしていれば、あとは効率性だとか有効性に係る審査は、この事案については県では一切行っていなかったという、そういう事実だということでよろしいでしょうか。言い方変えれば、市町村からこういうことをやりたいという申請が上がってきたときに、予算の範囲内で、予算があるから、要件も2分の1とか、例えばそういう最低条件を満たすからいいということで、余り効率性とか有効性とかという部分については確認しないまま了としていたという事実ということでよろしいのか。というのは、なぜそういうことができなかったのかという部分を検証しなければ改善策というのは出てこないと思いますので、そこら辺を検証委員会で明らかにしていかないと、事実認定を誤るとまた違った結果になると思いますので、本当にそういうことでよかったのかというのを確認したかったので。

(桐田委員長)

事業要件という中に、効率性とかという概念というか、審査項目は入っていなかった のでしょうか。

(小原委員)

審査項目としてどうこうということではなくて、我々職員全ても、感覚として税金の無駄遣いをしないという、同じことをやるにしても、効率的な予算執行というのは、そういうことでみんな事業を進めてきているはずですし、そういう認識を持っていなければならないわけですから、今回の場合についてはできなかったということなのか。例えばこの事業以外ではちゃんとやっているものもたくさんあるというふうに認識していますので、効率性とか有効性の部分についても。仮にこの事案についてはできなかったということであれば、なぜこの事案についてはできなかったということについてきちっと検証しなければならないと思います。

(桐田委員長)

どうですか、実務的な何か、ここの文章の意味合いとか、あるいは文章の意味が誤解 されるような表現になっているとすれば、修文したほうがいいのかもしれないですけれ ども、実際の実務と比べてどうでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

済みません、もう一度場所を教えてください。

(桐田委員長)

17ページの下から4行目です。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

無駄な内容のものを承認しているという意味ではないです。

(小原委員)

そうですか。ただ、こういう書き方すると、有効性とか効率性とかの審査を全くしていない、県は今までこういうやり方をやってきたのだというふうに誤解を招くのではないかなという、そういう意見です。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

趣旨は、当然そういうことは大前提として当然あった上で、事業要件に明らかに違反 する事項がなければ承認していたという、そういう趣旨ですけれども。

(小原委員)

この違反をする事項がないというのは、合規性、いわゆる要領であるとか、法令、規則とか、そういうものに対して違反していないというふうにとられかねないので、例えば会検なんかでも、合規性だけではなくて、最近は有効性、効率性という、その観点での行政監査であるとか、会検の重点事項としていますので、合規性だけあればいいということで承認したという、そういうふうにとられかねないので、そこら辺をちゃんと、有効性、効率性についてもちゃんとやっていたというものが見える形の表現に訂正したほうがいいと思います。

(桐田委員長)

文章がいろいろ読まれる可能性があるというふうなご指摘だと受けとめて、実務と合致した文章表現にするように工夫したいと思います。

(小原委員)

ついでと言えばなんですけれども、同じ17ページですので、すぐ下のところで、北海 道及び東北各県に調査を行っているわけですけれども、この調査については私の記憶し ているところでは、この委員会の中で他県との兼ね合いでどうなのかというような西出 委員からの意見があって実施したことだと思っていますけれども、他県調査をするに至 ったというそこら辺の簡単な理由を冒頭のところに明示したほうが流れとしてわかり やすいような気がします。

(桐田委員長)

ご意見を参考にして検討したいと思います。

そのほかいかがでしょうか。岩渕委員、お願いします。

(岩渕委員)

19ページの一番最後のセンテンスですが、「委託事業の個別の支出内容の必要性の有

無まで深く立ち入る場合の判断基準を仕組みとして整理することについて」というところですが、個別の支出内容の必要性の有無というのは、具体的にどういう意味とか背景とか、今回の事案のどういう背景とかを指しているのかというのをちょっと確認したいのですが。有効性の話なのか。

(桐田委員長)

個別の支出内容という意見については、委員会の中で、市町村が県に提出する事業計画書の紙だけでは細かな内容までわかりづらいものもあったのではないかということで、そういったものについてより深く聞き取る必要があるのだろうというご意見があったと思っております。そういう、今岩渕委員がおっしゃった有効性とか、事業の何たるかを、事業計画書に書かれているものだけではわかりにくいものがあれば、どこまでどのように確認していくべきかという部分の明確な基準がないのではないのかというところです。

(岩渕委員)

わかりました。ここの表現にすれば、事業計画書の内容が非常に項目的なものであるので、個別の事業の内容についてみたいな表現に補足するような形にしたほうがいいのかなと思います。というのは、ここに限らずいっぱいあるとは思うのですけれども、なるべく表現をわかりやすくした方がいいような箇所、さっきの小原委員の指摘もそうだったと思うのですけれども、そういう箇所については適宜詳しくするような形がいいのかなと思います。

(桐田委員長)

今ご指摘があったように、事務局として書いた文章の理解される意味合いがいろいろ ある部分もあろうかと思いますので、そういった点はよりわかりやすくご指導いただき ながら修正していきたいと思います。

五月女委員さんは、どうでしょうか、お気づきの点ございましたでしょうか。

(五月女委員)

強いて言えば、25ページで、下に3つポツがありますけれども、こちらの上の部分で、例えば「賃金台帳について全員分の突合は行っていない」と、一番下のポツでも「旅費については復命(旅程)との突合等は行っていない」というので、前回も少し申し上げたのですが、突合を行っていない理由まで書いたほうがいいのではないかな思います。作業が膨大だから通常こういう場合はやらないとか、通常の審査でここまではやらないというようなことまで含めて、委員会として納得したというか、確認した事実に含まれると思いますので、その辺まで含めて書いていただければなと思います。

(桐田委員長)

全体的にわかりやすくという先ほどのご指摘もあったので、文章表現について、そういう理由や判断のもとになったものとか、書き込みが十分ではないところがありましたので、そこは整理したいと思います。

それでは、ほかの部分の項目もありますので、もしIVのところでそのほかご意見がなければ、次の章立てに移りますが、また戻ってまいりますが……どうぞ。

(菊池委員)

委員会として言っていたことではあるのですけれども、県が審査時点でどこまで見なければいけないのかというところです。そういう意味で、先ほど岩渕委員がおっしゃられていたような表現で、個別の支出内容の必要性の有無というような表現は確かに出されているところではありますけれども、今回のものを見たときに、内訳の把握といったあたりからしているわけではないのかなというようなところもありましたので、支出内容の妥当性というと、それこそこの事業になぜそれが必要なのかとか、レンタカー何万円と書いているけれども、何で5台も必要なのだとか、そういう踏み込みが必要だったのかどうかというのがあるかもしれませんけれども、前段階というか、そもそも何に使っているものかわからないとか、そういうふうな状況もたまに見受けられるところでして、そういったところから妥当であったと言えるのかというか、そういったところに疑問が多少あるというところは一つ述べておきたいかなというふうに思います。それを今ここでずっとやっていっても結論出るところではないと思うので、先ほどの御蔵の湯のところと同じように、後で調整というようなところかなとは思っていますけれども、そういう疑問があるということだけこの場で述べておきたいというふうに思います。

(桐田委員長)

その議論というのは前回あったのかもしれないのですけれども、事業計画に書かれている内容の質とか量の問題について、ほかの雇用創出事業と比べれば、今回は大分量も質も違った形だったので、今までと同じような視点だけで見ていくのはどうだったのでしょうねという問題提起はたくさんありました。その結果、事業費が多額な場合はという抽出調査をしている福島県の例などに倣って、そういった仕組みは工夫していくべきではないのかというのが委員会で述べられているところだったと思います。したがいまして、そういったような対応方針も報告書の中でどう取り上げたらいいのかというのが次の項目のなどにも生かされていけばいいのかとは思っておりますので、菊池委員さんおっしゃった話については、委員会としても議論になって、問題意識として理解されているのかなというふうには思っております。

(菊池委員)

今の案を見ている限りは、適切だった、不適切だったと、余り踏み込んでいない表現 になっておりましたので、そういったことの検証をしなくてもいいのかなというのをち ょっと疑問に思っているところの一つ、という意味で一つ今申し上げたところではあり ます。

あと、表現の中で、他県と比較して標準的な方法で行われていましたというような結論めいたところになっていますけれども、厳密に見ていったときにどこまでの調査しているのかというところが余り、照会結果だけからだとわかりかねるところもあるかなというのもあって、あと事業計画書式もそれぞれの県によって違っていたりするところもあって、そうすると一概に事業計画書だけ見ているからみんな一緒ですよというふうに言えるのかどうかという状況にも疑問があるというところもありますし、あと個別に疑義のあるものは確認するというような照会結果も複数の県で見られたところですから、そういった県がこの事業計画書を見て疑念を持たないのかというと甚だ疑問なところではありますので、他県と比較して同じだから、適切と書いているわけではないのですけれども、適切であるというか、大丈夫だったというようなことで即断していいのかどうかというところがちょっと、結論がだめだというわけではないのですけれども、ちょっと気にかかるところではあります。

以上です。

(西出委員)

結論に至る話としての部分で申し上げるわけではないのですが、私は逆に意見としては、そこまで補助事業主体が関与すべきなのかというところを非常に思います。要はあくまでしっかりとした団体である市町村が委託事業として実施する中で、計画書の中身を細かく細かく見ていくというスキームではないはずなのです、今回緊急雇用ですから。雇用をふやすことが最大の目的ですから。なおかつ、できる限り仕事をたくさん供給しましょうというああいう状況下で求められている中で、事細かく中を見ていくということというのは、果たして現実的なのかどうかというのが現場からの側面としてあるのかなと。

もう一つは、ルール的に見ても、そのようなことをやるのは、委託した自治体であって、補助を出す自治体の役目ではないと僕は思っています。全然ないという言い方をするかどうかというのは、現場との文脈の中で議論はあるというのは重々認めますが、基本的なところとしては、補助をする団体と事業を実施する団体と受託するNPO、そこの関係性から見れば、そこまで補助団体が関与するような類いのものではないと思います。それをやり出したら、多分実施主体である市町村は事細かく資料をつくり、事細かく説明し、事細かく、簡単に言えば、これしてよろしいか、あれしてよろしいかとお伺いを立てるわけです、補助団体に。そのようなことになってしまうがゆえに、あえて弾力性というか、裁量権を渡してスピーディーに今回の事業をやろうという趣旨があるわけです。そこを忘れてはいけないなと。まるで補助団体がNPOに対して事業を委託したような感覚で議論をするところは少し置いたほうがいいのではないかというのが私としての基本的な意見です。意見として申し上げました。

(菊池委員)

私とは認識の相違がありそうでしたので、あれでとどめるつもりではあったのですけ れども、もうちょっと踏み込んで言わせてもらいたいと思うのですが、多分程度の認識 に差があるのかなというふうには思っていまして、市町村に裁量があるというのはその とおりだと思うのですけれども、事業についてであって、県は独自の補助金を出す立場 なわけですから、支出の適正さに対しては見なければいけない立場にあると思いま す。これは、法律に善管注意義務があるだとか、誠実に支出する義務がある、そういう ことが書かれている中ですので、ノーチェックでいいとか、何も見なくていいというこ とに全くならないはずなのです。そういった中で、県が事業に口出しするようなレベル であればともかく、何に使うのかどうかもよくわかっていないような状況で支出すると いうことが、それでいいとするのであれば、県が独自に審査を行うということの意義は ほとんどなくなるのではないかなと思うのです。支出内容の妥当性を見ることは別に事 業に介入をしているわけでもないですし、市町村がどれだけ見ているかというところの レベルの配分の話はあったにせよ、県としてやるべきことはやらなければいけないはず なのです。そこが全くなくていいという話ではないのだと思うのです。今回のものを見 たときに、全くないわけではないでしょうという価値判断になるのかもわからない、そ ういう意見もあるのかもしれないですけれども、私としては全くないに近いのではない のかなというふうに思っているところです。

(桐田委員長)

今菊池委員さんがおっしゃられた枠組みというのは、県が何をするべきだったかという枠組みと、それから西出委員さんおっしゃったように、県と市町村と受託団体という 3者があったときの、その3者それぞれの枠組みとはというのがあると思います。そういった部分をご指摘いただいたのだと思います。

(菊池委員)

それはあると思います。

(桐田委員長)

それについて、大分時間も過ぎてしまったのですけれども、最初の1回目、2回目ぐらいでそういった役割を定めている、現在ある書き物を提示して、それから実際それに基づいて何をやっているかということを事務局からお話ししたのだと思っております。今菊池委員さんおっしゃったように、お金を扱う補助事業者である県がここでとまってそれ以上は何もしていなかったというような、そういうことではなかったのだろうなというふうに思います。ここまでやることになっていますよというレベルまではマックスでたどり着いているのだと思いますけれども、これまでも議論があったように、もう一歩踏み出したらとか、ほかにもやり方があったのではないかというような言い方がありますが、今おっしゃられた、菊池委員さんの県は何も見ていなかったのではないかという表現の枠組みが、もう一歩踏み込んでここまで見ておけば今回の事案は防げたの

かもしれないなというようなご意見で、これまでも出てきたのだろうなというふうに私は理解したのですけれども。したがいましてそういう枠組みを超えなかったことが今回の事案を振り返って、県の対応としてどうだったかという、そういった問題を検証しているわけですが、枠組みを超えなかったことが適切ではなかったというか、あるいは枠組みを超えなかったのは、現時点であるルールからは他県と比べて標準的だったのだと言いつつも、でも今回のことを考えれば工夫の余地はあったはずなのだから、次はというとおかしいですけれども、新しいルールをつくって同じ過ちを繰り返さないようにするべきなのではないかという、そういった議論が今までされてきたのかなというふうには思っていたわけです。

(菊池委員)

特有の対応をとれたのではないかとか、そういうことももちろん議論されたのはわかるのですけれども、通常のそもそもの把握すべき資料のあり方として、見ただけで何もわからないと私は思ったのですけれども、それでいいのかどうかというレベルの話、その枠組みに従ってやっていたからいいのではないかという話であれば、そこはそうなのかもしれないですけれども、そういう話でいいのであれば、その枠組みというのは適切だったのですかというような話を私はしているというようなところかと思います。

(桐田委員長)

今枠組みというキーワードがあったので、実務的にはどうなのでしょうか。事業計画書で、ほかの県の調査については様式は同じものだったのだけれども、やり方がもしかしたら深い、浅いがあるのではないのかという菊池委員さんの疑問がありましたけれども、その辺について何か情報は事務局としては持っていますか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

他県の状況については、そこまで個別には聞いておりません。ただ、県自体としても、全くあれのみかといえば、やはり事業の審査においては内容を市町村から聞いたりとか、実務としては実際はそういう形がある。ただ、それはもちろん様式にあらわれるものではないので、それはさまざまな形があると思います。制度として明確にそれを求めているかと言われれば、そこまではもちろん求めていないわけで、あくまでもそれは実務の中で対応してもらっているということだと思います。

(桐田委員長)

検証委員会ですから、先ほど来から話が出ているように、提出された資料、証拠に基づいて判断されようとしているわけですから、先ほど記述のところで要件を満たした、17ページ、「事業要件に明らかに違反する事項が無い」というふうに書いたのが、有効性、効率性については概念的に入っていないのかというようなご質問も出たように、報告書に何をどう文章として書いて、実際にやっていることを正確に踏まえなが

ら、こういうような判断を検証委員会でしてもらったというような、そういった書きぶりが少し工夫の余地があるのかなというふうには、小原委員さんと菊池委員さんのお話を伺いながら思ったところです。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

証拠という意味では、実際書類は今回提出している内容しか載っかっておりませんので、そういう範囲だったのかなと思っています。

あとは、当時実際のやりとりとして、提出は求めないけれども、何かヒアリングという口頭でのやりとりがあったのかどうか、そこまでは今回は確認し切れていない、過去にさかのぼっての確認はできていないです。その部分は、確認できなかったという部分になります。

(桐田委員長)

そういう委員会に提出できた、でき得る状況に基づいて判断いただくので、事業計画書というものがあって、それに対してどう取り組んだかという実際の内容に基づいて、この紙1枚だけでわかり得ない状況だったので、なぜわからないままにしながらよしとしたのかというような疑問があるわけですけれども、わからないままにしていたというわけではなくて、判断すべき部分については判断したというような説明がこれまでもあったと思うのですけれども、そこの表現についてどのように根拠として説明するかではないのかなと思っているところです。ここのところも、先ほどの御蔵の湯の話と同様、宿題にしておきたいと思いますので。

Ⅳについては、そのほか何かほかに気づいた点ありますか。

(西出委員)

細かい点で、繰り返しになって恐縮なのですけれども、先ほど委員会の意見で「思う」とかありましたよね。あと、それに付加して「考えられる」とかという言葉もあるので、やはりその辺は一部の委員がこういうことを意見として述べたみたいな書きぶりにするなりなんなり、推量的なところはかなり省いたほうがいいというのは申し上げたいです、強く。

各委員、もちろん意見いろいろさまざまお持ちですから、最終的には丸なりバツなりの判断は必要ですけれども、意見が分かれているのであるならば、意見が分かれている事実を書くということで、「思う」とか「考えられる」というのは、繰り返しになりますけれども、避ける必要があろうかなというところです。

あと、これもまたくどいようですけれども、先ほどの「適切とはいえない」という話にしても、適切か不適切かということに関してはやはり判断すべきだと思います。どちらに転ぶのであれ。そこはやっぱりしっかりしないといけないと。判断がつかないのであれば、より根拠をしっかり出してきて判断をするような状況に持っていく必要があると思います。

(桐田委員長)

ありがとうございます。そのほかご意見はないでしょうか。

それでは、申しわけありません、一通りご意見を伺いたいと思いますので、次のVの緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方、33ページから、参考資料が入っているので37ページまでがこの分ですけれども、執行管理のあり方についての部分で何かご意見ありますでしょうか。

小原委員。

(小原委員)

34ページの中段部分の「このように県は市町村の」というところで、その下のところに「ケースに応じて補助事業を適切に執行管理するために必要と認める場合にあっては、一歩踏み込んだ関わり方をする必要がある」というふうな書き方、これ逆の言い方をすると、今までは一歩踏み込んだ対応はできなかったということになるわけですけれども、そういうことでいいのか、事実としてそういうことでいいのかというところがちょっと疑問として感じた部分です。

(桐田委員長)

一歩踏み込むというのは、今回の委員会でもよく使われてきた用語だと思っておりまして、今まで一歩踏み込んだことはなかったのかということであれば、それは必ずしも全部の事業について確認しているわけではなかったので、それは断言はできない部分でありますが、今回の検証している案件については、もうちょっと何々すればよかったのではないのかなという意見が多数ありましたので、そういったことで、ケースに応じて一歩踏み込んだ変わり方というのが求められていると、そういう考え方です。

(小原委員)

それから、誤解を招かないような表現というのは、例えば通常時であるとか、震災直後の混乱した状況の中で、たまたまこの本来の事案、この事業に関してのことだったのか、同じ事業であっても他管内では一歩踏み込んで対応していたものもあったのかどうか、あるいはほかのいろいろな県でやっている事業があるわけですけれども、いろんな場面では一歩踏み込んだ対応もできているけれども、今回の事案に限ってできなかったという事実なのか、そこら辺をきちっとしておかないと、全てが、今までは県はこういうことに踏み込んでこなかったのだというふうに受け取られかねないので、誤解を招かないような工夫をした表現が妥当ではではないかというふうに思いました。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

ここの趣旨は、通常の平時の、平時のというか、一般的な処理の方法としてルールを 作成して、あとは個別のケース・バイ・ケースに応じた運用の中で一歩踏み込んだ対応 をするというのが通常だと思います。ただ、それではそのとき、そのときの判断に委ねられてしまうので、個別の例えば事業費が大きいであるとか、その他の経費の割合が非常に高いであるとか、そういうケースにあっては機械的により詳しい調査なり、特別なルールの適用をしましょうという、一歩踏み込む部分を部分的にはルール化してしまおうという趣旨が一つあると思います。

あとは、それ以外の部分は、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない、そこまでは基準の設定は不可能だと思いますので、それは残すにしても、必要最低限想定し得る、やっておいたほうがいいという部分については、その値をルール化していこうという趣旨で書いています。

(小原委員)

そういう趣旨であれば了解でありますので、そういう趣旨が見えるような書きぶりが できたらいいと思います。

(桐田委員長)

西出委員。

(西出委員)

またまた細かい点で恐縮なのですけれども、これは皆さんからもご意見賜りたいので すけれども、35ページの上から2行目なのですけれども、僕がいつも基本として立って いるスタンスというのは、今回の案件を契機に日々一生懸命仕事に取り組んでいる緊急 雇用事業にかかわっている市町村とかNPOに対して、この事件を契機に、この事象を 契機に管理業務を過大に付加するようなことはできる限り避けたいというのが文脈と してありまして、もちろん、とはいえ事象が大きいがゆえにこういう原則論ばかり申し 上げるのもいろいろあろうかとは思います。そういうところがあるのですが、私として はそういうスタンスで今まで物を申し上げていたつもりです。そういうことを踏まえ て、これまた細かい話なのですが、2行目でちょっとこだわっているのが、申し上げる と「県は市町村の主体性を強化するためにも、市町村と同じ立場で」というのは意味が よくわからず、市町村の立場を尊重するとか、尊重しながらも指導していく、もっと言 えば、できれば助言するというところ、私は言葉を強く置きたいところあるのですけれ ども、同じ立場でというよりも、尊重して裁量権がある緊急事業なのですから、そうい うところは尊重した上で指導していくのだというようなニュアンスに対して、ちょっと 私こだわりがあるのです。もし皆さん等々においてそういうところで何かあればご意見 賜りたいし、その方向性で支障がないのであれば、一度その方向性も検討してもらえれ ばなと考えています。

以上です。

(桐田委員長)

今のご発言について思うところは、この委員会では先ほども申し上げましたけれども、県、市町村、受託団体という3者があって、それぞれちゃんと与えられた役割と責任あるのだから、しっかり果たすことが前提ですよねというご意見がたくさんあったと思います。そのときに、県はという主語で、それぞれの主体はどうするのだというときの市町村向けの話なのですけれども、今委員おっしゃられたように、市町村を尊重するという意味は表現として不十分だったと思いますけれども、市町村の主体性と書いているところが、市町村の主体性を尊重してというようなニュアンスが含まれていると思います。ただ、市町村もいろいろ大変な状況であれば、県はそれに対して支援するという態度が必要だろうということで、そういった場合に強化についてサポートする場合、県がこう思うからという言い方ではなくて、主体である市町村と同じ目線でという、そういった意味合いの文章だっただろうとちょっと思います。そういった意味で、複雑怪奇な文章を一気に1行ちょっとで書こうとしたというのは、むちゃがあったかと思います。

今西出委員さんからお話があった、市町村を尊重するという基本的な考え方ということについて、今私が言いましたように、既に県、市町村、NPOという3者のそれぞれの役割と責任はちゃんとあるよねという議論があったと思っているので、そういったことについては一つだけの市町村を取り出してみたとしても、市町村を尊重するのだという、そういった意味合いの合意はできているのではなかったのかなと思っていたところでありますが、いかがなのでしょうか。

五月女委員。

(五月女委員)

私も西出委員と同じ意見というか、恐らく私の発言の中でも言った内容だと思うのですけれども、そこは市町村を尊重して同じ目線できっちり寄り添うのを忘れないで対応しましょうということで申し上げたので、そういった意味からは同じ立場と言ってしまうと少し誤解を与えるというか、わかりにくいので、西出委員おっしゃるように、市町村を尊重してというような表現のほうがいいと思います。

(桐田委員長)

その辺、この文章を工夫していきます。

岩渕委員、お願いします。

(岩渕委員)

ここの部分ですが、33ページの下のほうの1番の県と市町村の関係のところですけれども、「今回の事案は、大規模な震災津波被害の直後という特殊な状況下における事例ではある」というところです。いずれ今後のこの事業の適切な執行管理のあり方を考えたときに、震災直後の大変な状況下ということを前提にすると、さっきちょっと話出たように、市町村も十分機能し得ないような大変な状況下で県が何をやるかというような話になってくると、ちょっとそこごちゃごちゃしてしまうなと思うのです。今回の前提

は、ここの適切な執行管理のあり方の前提としては、市町村が受託した相手方がかなり 特異性を持ったというか、悪意を持ったと言ったら言い過ぎになるのかもしれませんけ れども、そういう不適切な事業を行うような団体であったというあたりが問題の根幹か なと思います。震災直後の混乱というよりも、事業の趣旨を理解せずに、ほかのことに 利用していたがために結局は事業が破綻していっていると思いますので、そっちが前提 なのかなというような気がします、ここの部分は。

あと、2行目、そういう前提に立ったときに、表現についてなのですが、今回のような事案というのは、そう頻繁に起こってもらっては非常に困るわけで、「頻発することを前提に」という表現ありますけれども、ここは「不適切な受託者によりこういう事案が起こり得ることも前提に」のような表現のほうが、後の役割分担とかの話になったときにぴたっとはまるのではないかなと思いました。

(桐田委員長)

岩渕委員さんのご意見もっともだろうと思います。ちょっと個人的にと言うと言い方変ですけれども、今回の3者の先ほど役割と責任という話をしたわけですけれども、例えば受託者の話を取り上げる際は、今岩渕委員さんがおっしゃったように、途中で事業を中断してしまったようなという言い方、事実に基づく、そういった言い方が限界なのかなとは思ってはいるところです。確かに33ページの1番目の県と市町村の関係の1行目に、いきなり大きな震災津波だけを取り上げた、それがもとで起きたのだというような、何か震災だから起きたような、そういう変な誤解を与えるのであれば、この文章は確かに適切でないのかもしれないので、整理したいと思います。

あり方については、どうでしょうか。特にご発言なければ一旦留め置いて、次の最後の総括に行く前に、先ほど宿題にしていた御蔵の湯と、それから計画審査のところをある程度整理しておきませんと、総括のところでまたご意見が分かれるかもしれないので、御蔵の湯の30ページの部分に戻りますが、県が当初補助対象とした山田町から提出のあった確認事項というペーパーをもとに、補助対象として判断したということについての書きぶりなのですけれども、適切とか、あるいは不適切だとかという、そういった判断するに当たっての必要な情報についてなのですが、今事務局で出しているのは、こういった紙が出てきたという紙そのものですよね。紙について、どういう判断をしたかという経緯などについては、詳しくは情報として出ていなかったかもしれないのですけれども、何かこういった情報が必要だというご意見がありますでしょうか。

お願いします。

(田口委員)

資料というよりも、結果として御蔵の湯が不適切な運営、処理だったということに対して、岩手県の審査手続とか審査自体に問題なかったのかという、そういう責任はあると思っています。最初に申請書類が出てきて、それで判断したということは適切だったと思います。ただ結果として不適切な結果になったときに、では最初の審査手続に問題

はなかったのかと言われると、そこは少し反省すべき点ではなかったかなと思っています。したがって、資料というよりも、そういうふうな結果責任については県は一応の責任はあると考えております。

(桐田委員長)

結果責任という言葉が出てまいりましたけれども、この検証委員会も結果責任がある のではないかという状況を踏まえながら、県の対応、あるいはプロセスがどうだったの かを検証するための委員会だったわけです。したがいまして、今回の御蔵の湯の件に関 しては、どういうふうに県が触れたかというと、事務局から説明があった過程とすれ ば、追加の事業計画に記述されたものを、そういった変更計画、そのほかのものも入っ ていた御蔵の湯を含む変更計画を県は認めたということと、それから途中でそういった ものができ上がってきたのを垣間見て、あれって何なのと町に問いかけたと、もしかし て基金事業なのと問いかけて、でき上がった開所式に行ったら、町からこれは基金事業 で、材料費、リースでつくったものですと説明を受けたと。その後、やっぱり建設事業 なのではないかなと町に向かって疑問を呈したら、町がこれはこれこれこういうような もので、建設事業ではありません、リースですという紙が出てきたと。県は、そういう 背景説明というか、内容説明があったので、それが補助要件に合致すると判断して認め たと。だけれども、その後事業中止になった後に中身をもう一回見に行ったら、実は建 設事業であったというような状況になったと。事情をNPOに確認しようと思ったけれ ども、誰も出てこないし、新しい資料も何も出てこないので、そういった状況のもと で、これは建設事業だったのだなというふうに認定をしたというような説明がこれまで あったのだと思います。そういった中で、県が対応した、どの部分にどういう価値判断 を検証委員会でするかというときの用語が、原案は不適切とは言えないというような書 き方だったのですけれども、例えば別な言い方のほうが状況としてはより正確だという ご意見があったので、どのような判断をこの委員会としてしたらいいのかということだ ったとは思います。ですから、先ほどは田口委員さんから検討する余地があったという ふうに、反省すべきことなのだよというふうな委員会としての判断はどうかというご提 案も一部あったわけですけれども、そういう委員会として価値判断する用語としてどう いうものが適切かということがあると思います。もしこの場でそういった結論は出しづ らいというのであれば、我々のほうでいろいろこの部分についての状況を改めて整理し た上でご意見を伺うという作業も可能ではないかなと思いますが。

はい。

(菊池委員)

資料という意味だと、さっきもちょっと述べたのですけれども、当時かかわったときの事情がわかるのであれば、あったほうが望ましいというふうには思っています。ちょっとそれもう忘れましたとか、担当者の方も詳細なことを記録残していませんでしたとか、わからないのであればここで判断するしかないのかなと思いますけれども、そうい

う中で今田口委員がおっしゃっていたような方向というのは一つあるのかなとは思っています。

それでも、結局委員の価値判断になってくるのだと思うのです、決めるのか、決めな いのか。我々の感覚からすればおかしいからおかしいと書くのか、我々の感覚からして もおかしくてもおかしいとも言えないから書かないのかというのだと思うのですけれ ども、そういう意味で反省するというようなことを書くというのが一つ方向としてある と思っていますし、ちょっとまた方向としてどっちともつかないという方向だとすれ ば、より具体的に書くのであればですけれども、高額であったことに関しては、一方で は物件、問題になっていた中で当然見るべきだったのに見なかったことはおかしいとい うのは一つあると思いますし、一方で風呂の建物のリース料の相場を職員が知っている わけもないし、ほかの経費もつぶさに見るわけでもないのだから、通したとしても自然 の流れだったかもしれないというようなのが一つ方向としてあるかもしれないので、そ ういった何かの理由をつけてどちらともつかない結論にするというのは一つあるかも しれないなと思っています。委員のほうでつけられなければということですけれども。 あと、資料を信じたことに関しても、この内容を見ればおかしいから気づくべきだっ たという方向があるかもしれませんし、一方で、この内容からだけでは、(聴き取り不 能)の話なので、先ほどと同じように職員からだけではすぐには判断できないと、町が そこまで断言するのであれば、信じたこともやむを得なかったという方向にするの か、それはあるのかなと。そういう両面の書き方にするというのはあるのかもしれない なというのは思います。それも判断がつかなければという話ですけれども。そういう曖 昧なのは委員のほうで避けたほうがいいというのであれば、何らか下さなければいけな

(桐田委員長)

いのだろうなという話にはなるかと思います。

この件は、この場で仕切り切れないような気もしてきたので、今この瞬間、また少し 先送りさせてください。

あともう一つの審査過程の19ページぐらいでしょうか、18、19ページの、最初の審査のところでどこまで県がやっていたことについて、この委員会でどう評価するかという話だったのですけれども、菊池委員さんがおっしゃっている話については、もう一度私の理解を言うと、もっと情報を仕入れるべきだったと、その知り得た情報でもって補助事業の適、不適についても考えるべきであったという、そういうべき論ということだったでしょうか。

(菊池委員)

そうです。費用の妥当性についてですけれども、事業何やるかとかは裁量なのかもしれないですけれども。それに関しては、これだけの情報で審査をしたというふうなことにしていいのかどうかという話はあるのかなと思っています。例え話のような話で恐縮なのですけれども、例えば60点の審査をすれば可だとして、何も今回が60点だったと言

っているわけではないのですけれども、可だったとして、本当は80点の審査をしたいのだけれども、マンパワー等の兼ね合いで全県60点の審査になりましたとか、それは全然大丈夫な話だと思うのですけれども、いろんなもろもろの事情があるので40点の審査になりましたというのは多分理由にはならないのですけれども、人手不足とかそういうこと、そういう兼ね合いで、この審査というのはそういう意味でどういうふうなものと捉えられるのかということは検証されるべきではないかというふうには思っています。

(桐田委員長)

今の例え話を受けとめて話をすれば、県が行っている補助審査は常に100点満点をクリアした上で○・×を判断しているところです。だから、あっちの制度とこっちの制度を比べた場合に、どれだけ精緻にやっているかという意味での相対的な度数はあるかもしれません。

(菊池委員)

そういう意味だと、150点なのか100点なのかとか、そういう話かもしれませんけれど も。

(桐田委員長)

今回の事案で事務局が説明してきている内容は、県の役割と責任の範囲は、事業計画書という部分についてはこういうことをやってきていましたと、それからそれについては情報が十分でなかったというご意見もありましたけれども、他県も同レベルのことをやっていたということがわかりましたというお話をした上で、そういう実態があったという説明です。それを踏まえて、ただそれで今後ともよしとしていないということを、先ほどちょっと文章表現が不明確だというお話ありましたけれども、ほかの県と比べながら、その制度の中で同じようにやってきたのだけれども、それをこれからも繰り返すことはきっとよくないのだろうなというご意見もあるということを受けとめながら、さらにもう一歩踏み込んだ状況にあるということを認識しているということです。これは、委員会の意見なので、改善していく必要があるというのは、今のままではよくないよという意味で宣告しているということで、それを受けて今見ていただいたあり方のところでチェックリストを市町村に配るというような、そういった議論になっているということです。

(菊池委員)

県がやるべきとされていたことをやっていたというのはそのとおりだと思うのですけれども、やるべきとされていたこと自体の設定がそれで十分だったのかというような話をしたいわけです。

(桐田委員長)

もしそうであれば、表現の仕方として、県は制度としてやるべきことはやったのだけれども、制度の組み立て方が県にもっと大きな役割というか、責務を与えておくべきであったというふうに、振り返るとそう考えられるということだと、検証委員会としてのニュアンスが変わってくるのですけれども。

(菊池委員)

どこまで見るかというのは、何も法律とかで決まっているわけでもないですし、法律でこう書いていたのでこうやりました、法律間違っていました、それは全然県のせいでも何でもない話ですけれども、こういう審査にすると決めたのは県なわけで、こういう審査にしたということ自体がよかったのか。この件だけに限った話ではないと思うのですけれども、全県こうやっていますという話の中の一つではあるのでしょうけれども、そういうレベルの話だとしても、そういう審査でよかったのかというのはあるかと思います。ほかのはそれでよかったとしても、もちろんこれはそれでよかったのかというのは重々あるという話はありましたけれども、それよりも下の段階のレベルでどうだったのかというのを私は思っているところなのです。

(桐田委員長)

先ほども言いましたように、事務処理とすれば定められたルールの中で常に100点満点でやったということですけれども、結果としてこういった事案が出てきた場合に、それをどう振り返って100点の内容を再チェックするかということだろうと思います。

ちょっと話がくどくなってきましたけれども、検証する内容が県の対応ということですので、当時やるべきことをやっていなかったという部分があれば正確にそれを指摘しなければならないですし、やるべきことについては、今から思うと不十分なのだけれども、不十分さの中でやっていたのだなと思うし、そういう価値判断ができるのであれば、そういう表現にしかならないのかなというふうには考えてはいるところです。

はい。

(田口委員)

多分菊池委員は言いづらい部分があると思いますので、外部委員の私のほうから言わせていただくと、他県と同じ手続、同じ項目をやっていましたと、だから岩手県は適切な処理をしたのですという、悪く言えば逃げの姿勢が若干見えると思います。検証委員会としては、反省すべき点は反省する、改善すべき点は改善しなくてはいけないので、他県と同じことをやっていましたので適切でしたという言い方はちょっと委員会としてはどうなのかと考えています。

(菊池委員)

それも一つあります。

(田口委員)

菊池委員を代弁するみたいですけれども、僕もそれはちょっと感じていましたので、発言させていただきました。

(桐田委員長)

表現の話として検討しなければならないかなというふうに思いながら今確認していたのですけれども、先ほど来からどういう根拠でこういう評価というのをしっかり書き込んでいくべきというご意見が随所でありましたので、ここの部分についてもそういったより理解していただけるような書きぶりを、さっきの御蔵の湯とともに工夫をして提示をしてみたいと思います。

はい。

(岩渕委員)

全体を通しての話もなのですが、私の認識としては、総括のあたりにかかわるかもしれませんが、1つは県と市町村、受託者の役割分担を徹底することが大前提であるということは一つの核だと思っていました。そのときに頭を整理して考えなければいけないなと思っていたのは、役割分担の徹底は大事なのですが、震災直後の混乱の中で市町村も十分に機能を果たし得ない状況だったわけですので、そういう中で県が、そういう立場になれば県の支援というのが、支援ということになると思うのですが、それがどこまでやってきたのか、やるべきだったのかという話が一つあると思っていました。

そうしたときに、その役割分担の話なのですが、先ほど来出ていることになってくるのですが、普通の委託であれば、私もそういうのに携わる身からすれば、例えば支出にしても、何でアルファードなんだとか、すごい高い制服なんだとかという話も話の念頭にはあるかと思うのですけれども、役割分担の話をすれば、委託者、町が委託をするという委託の仕方というのは、基本的には自分たちでそういう予算を立てて、単価も積算すると思います。総額があって、その中で受託者に頼むというやり方だと思うのです。そういう前提で市町村から上がってきたものを県が認定するというやり方です。ですから、さらに細かく言えば、県の場合であれば、委託事業やるときにはそういう積算の項目を誰が審査して削ったりするかというと、財政のほうでそこは見て削ったりするわけです。もちろん事業課もそこはありますが。そういう流れになっています。だから、その辺の話になると、今度前段で言った市町村が当時どこまで機能を果たし得ていたかというのにもかかわってくると思うのですが、本来的には市町村の役割の部分のことだと思うのです。それにああいう震災直後の状況だったということで、ではそこにかわって県がそういう状況でどこまで支出の妥当性というものを細かくチェックできたのかなという話になるのかなという認識で聞いておりました。

(桐田委員長)

ありがとうございました。

予定している時間があと10分ぐらいなので、総括のところで議論させていただきますけれども、きょうの委員会のまとめの考え方なのですが、今回お渡しした報告書の案については、表現についてはさまざまな意見をもう既に頂戴しております。その部分について速やかに直して、改めて確認をとる作業を進めなければなりませんので、きょうの委員会が終わった時点で報告書は依然としてまだ案のままだということでありますので、引き続きこの場だけではなくてご意見を伺いながら整理させてもらいます。どのように完了に結びつけていくかというのは、きょうこの場でいただいた宿題をどの程度のスピード感で解決していくかということによりますが、いずれ今年度内に報告書をまとめるというふうに我々考えておりますので、委員会をもう一度開くかどうかも含めながら、事務処理の段取りは整理していきたいと思います。

それでは、残った時間で恐縮でありますけれども、41ページ、42ページの表裏2枚物の総括という部分について、これまでの議論を踏まえた最終的な報告書としてのまとめという意味合いだというふうに前回申し上げておりましたので、そういった視点でもって、エッセンスだけにしかなっていないので、逆にいろんな論議が飛んでいる可能性はありますが、この2ページについてご意見をいただきたいと思います。

先ほど小原委員から話があったので、小原委員先に。

(小原委員)

1点は、41ページの中段のところの「そのような中」があるのですけれども、「県や町が取り組んだことは適切な判断であった」ということですけれども、いまいち何が、県や町が何に取り組んだということがいまいちわかりづらいので。

(桐田委員長)

これについては、緊急雇用創出事業を実施したターゲットというか、検証のテーマが緊急雇用創出事業が不適切に運用されて多額の補助対象外経費が出たということだったので、緊急雇用創出事業そのものをやろうとした町、それから町の計画を認めた県ということについては、当時の環境からいうと町民のためを思って行ったことなのだというふうに、先ほど震災における特殊な事例だったというような表現がありましたけれども、それをもうちょっと持たせた文章ではありました。

(小原委員)

余りにも当たり前のことを書いているような感じして、いわゆる検証委員会として、総括として書くべき内容なのかなというのがちょっとひっかかったところです。

それから、先ほど田口委員からもお話があった関係で言いますけれども、総括の全体の流れとしては適切な判断だったとか、通常の処理としては適切であったとか、そういうふうな流れで、そして一応県の役割と責任について最後に書かれておりますけれども、先ほど田口委員がお話ししたように、県として結果責任に対してどういうふうに思っているのかというような言及が全くない総括でよいのかなというのがちょっと疑問

なので、結果責任に対する何らかの県の記述があって、そしてそういうことを踏まえて 最後に今後どういう方向性にやっていくというようなまとめ方がいいのかなと思いま した。

(桐田委員長)

結果責任においては、ちょっとこれもはしょった部分でありますけれども、検証委員会を設置した県の考え方は、こういった事案が発生したことについて、県は重く受けとめるというようなことで、何をその当時やったのかを改めて検証します、それをまとめて報告しますという趣旨であったので、そういったところを記述すればいいのかなと今お話を伺いながら思った点ではあります。

岩渕委員。

(岩渕委員)

同じところなのですが、「県や町が取り組んだことは適切な判断であった」と、緊急雇用創出事業のことだと思うのですが、この委員会として御蔵の湯の建設工事であったという不適切ということは抜きにして、震災後に仮設住宅ができ始めたころだと思うのですけれども、大きい浴場が必要だという必要性のあたりは委員会の中で、必要なものだったというもののあたりは……時期もあります。12月ごろにできたということもあるのですが、その辺というのは、必要性のあたりは合意図られているのかなというあたりがちょっと気になるのです。というのは、であれば、ここの適切な判断というときには、この事業の必要性を含めて適切な判断だったということはあると思うのです、前提として。その辺ちょっと気になるなと思っていたのです。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

1つは、必要性の判断はまさに事業を実施する、しないの意思決定の問題になってまいりますので、そうなると補助事業者ではなくて事業実施者の意思決定の問題になるのではないか思っています。緊急雇用創出事業で、要件は市町村が新たに企画した事業であることであって、そこに対する価値判断を補助事業者が行うかと言われれば、それは難しいと思います。明らかに要件に反するものであれば、それは補助事業者として拒否しますけれども、価値判断の部分で補助事業者がそれをできるかといえば、それは難しいと考えています。

もう一点、結果責任という言葉が先ほど来出てまいりましたけれども、今回の事案、例えば御蔵の湯に関して言えば、当時説明受けたリース事業という前提で進めてきたものが、結果として事実は建設事業で行われていたということが後から判明した。ほかの経費についても、現在刑事事件として取り扱われているような中でさまざまな不適切な支出が行われていたということが後から判明したというものについて、補助事業者である県の結果責任とは一体、要は結果としてそういう結果が生じたということはそのとおりなのですが、それに対する県の責任とは何かと問われれば、事務局としてはこれを糧に

将来に向けてその再発を極力防止するような策を講ずることであろうかというふうに 考えておりまして、そういう趣旨を総括の最後の部分に表現としてあらわそうとしたも のと思っています。

(岩渕委員)

県として御蔵の湯が必要だったかどうかということを話したつもりはなくて、あくまでも委員会として、そういう山田町の行った事業内容とかも適切だったというような書きぶりになるのかなと思った上での発言です。書かなくてもいい、必要がなければ必要ないことかもしれないのですけれども、前提としてあったほうがいいのかなという気はするのです。

(桐田委員長)

委員会の中で御蔵の湯というのが必要だったというふうに判断したということはないのだと思います。話題は出ていなかったかなと思います。ただ、震災直後のというような、そこに思いをいたす発言は数人の委員さんから話があって、その意味合いが当時の住民のために何をやるべきかというふうに町も県も考えていたという中で、その一部としてNPOに事業を委託して、御蔵の湯というものができたのだなという、そういう当時の環境全体を含めてそういう震災対応のことをやっていたのだなと、そういう全体的なことを考えている中の状況判断においては、状況に合っていたなという意味合いの文章で、だからといって何かを逃れようとしているというようなものではなくて、当時の状況を説明するような文章ではあります。当時の景色を表現する中で入れたのだということです。

(岩渕委員)

どうしてもこの書きぶりだと、事業を実施したことが適切な判断だったのであれば、事業の中身含めて適切だったというふうに受けとめざるを得なくなるので、その中で気になるのが1つ、御蔵の湯だったという私の考えです。

(桐田委員長)

あえて検証委員会との絡みで何でそんな判断が出てきたのだというふうな問われ方をすれば、結局よかれと思ってやっていた状況にはあったのだなということです。その中で、確かにチェックとか見直すべき点はあったのでしょうねという、最後の反省につなげるような背景としての記述だったと思います。そこは総括として違和感があるというのであれば、今言ったように景色の表現だったので、あえて書き続けなければならないかどうかについては、ご意見を伺いたいと思います。

(田口委員)

文章がちょっと曖昧なので、目的語が多分はっきりしなかったと思うのです。それ

で、「そのような中、山田町の人々の暮らしや生活の維持、改善を最優先事項として、県 や町が緊急雇用創出事業に取り組んだ」としたほうが、委員長おっしゃったように正し かったというか、適切だったと思います。ただ、個別になるとどうかというのはまた別 の問題だと思いますが、事業自体の適切性というか、妥当性というのはどこかで入れて おいていただきたいなという気がしております。

(桐田委員長)

ありがとうございました。そのほか総括の41、42ページを見て気になる点、記述など ございますでしょうか。

想定していた時間が過ぎてしまって、議事進行申しわけありません。反省しておりますが、先ほど申し上げましたように、今回案としてお示しした報告書については成案に至りませんでしたので、宿題について整理をして、速やかに皆様のご意見を確認しながら、皆さんの合意を得られるように作業を至急進めさせていただきます。

(菊池委員)

ちょっと1点だけいいですか。先ほど来話題になっている経費の点なのですけれども、伺っているといろんな意見があるのかなと思って、西出委員なんかがおっしゃっていたのもそのとおりだなと思うところもありますし、そういう意味で私疑問点まとめたりして、事務局には素案というような形できのうお示ししたりはしていたのですけれども、もう少しまとめてみるので、私が結局何を言っているのかみたいなことを委員さん限りでちょっと回していただくことはできますでしょうか。別にそれで、私が言っていることはこうこうこういう点でおかしいとか、そこはこうだから違うよとか、そういうのがあるのであれば別に私も固執するものではないので、補助金実務に精通しているわけではない、素朴な疑問を持って提示しているものですので。ちょっとそういう意味で、その点のお願いができればなと思っています。

(桐田委員長)

皆様方のご意見を伺うプロセスが十分でなかったかもしれないので、失礼いたしました。今申し上げましたように、至急整理をした上で、その案を皆さん方に確認をとって、速やかに完成版に至るように作業を進めさせていただきます。

3 その他

(桐田委員長)

なお、6回目の委員会が必要かどうかについては、皆様方のご都合と事務局の作業状況を見ながら、きょう時点では6回目を開くという想定にはしておりませんでしたので、作業をしながら改めてご相談していきたいと思います。

4 閉 会

(桐田委員長)

ということで、本来であれば皆さん方に今までの協議の御礼を申し上げるところでありますが、まだ途中経過でありましたので、引き続きよろしくお願いしますということで本日は終わりたいと思います。まことにありがとうございました。